

## 民間空き家対策東京モデル支援事業 質問事項に対する回答(全般に係るもの)

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
1	全般	全般	1社で複数の事業へ提案をすることは可能か。	1社で複数の事業へ応募することは可能です。 ただし、同一の取組内容で複数の事業に応募することは不可とします。
2	全般	全般	1社で1つの事業に複数案を提案することは可能か。	1社で1つの事業に複数案を提案することは可能です。 ただし、以下の点を条件とします。 ・それぞれの取組内容が重複しない、別の内容であること ・仮に複数案が採択された場合、それぞれの取組を当初の提案どおり円滑に実施できること
3	全般	全般	応募するには、事前に応募受付予約が必要か。 もし必要ならば、応募受付予約期間に提出する書類は、どこまで提出する必要があるか。	応募書類を郵送でご提出される場合は、応募受付予約は不要です。 都庁にご持参される場合は、来庁される日時(応募受付期間内のどこか)を電話でご連絡いただき、予約をお願いします。予約時点では書類のご提出は不要です。

## 民間空き家対策東京モデル支援事業(空き家の発生抑制対策) 質問事項に対する回答

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
1	募集要項 p2	第1 はじめに	空き家対策をする上での危惧として、「高齢単身者又は高齢夫婦のみが居住する持ち家」を例として上げているが、本事業において直接的な高齢者に対する事業だけでなく、その高齢者の家族や関係者、またはデイケアサービス施設など幅広いターゲット層に対する取り組みも、補助事業の対象となるか	空き家の発生抑制に資する取組として、住宅を所有する高齢者だけでなく、住宅所有者の家族や関係者、関連する施設なども含めた取組も補助事業の対象となります。
2	募集要項 p2	第1 はじめに	東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業では、空き家の発生抑制・有効活用・適正管理に関する普及啓発の取組と、空き家所有者等からの相談に無料で応じるワンストップ相談事業を一体的に実施する事業者を公募し、選定しているとあるが、東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業と本事業(民間空き家対策東京モデル支援事業)の目的と重複する点はあると思うが、前者は民間企業と自治体の協働した事業であり、後者(本事業)は民間企業主導で行う事業という認識でよいか。	東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業については、空き家の発生抑制に関するもののみならず、有効活用や適正管理なども含めた空き家所有者等に対する空き家に関する総合的な普及啓発の取組及び相談事業を実施していただくものです。 民間空き家対策東京モデル支援事業(空き家の発生抑制対策)については、空き家の発生抑制を目的に、持ち家に居住する高齢者世帯など現状空き家でない住宅の所有者に対する意識啓発、相談、支援等、民間事業者等の効果的な取組を幅広く募集するものです。
3	募集要項 p2	第3 事業内容 1 補助対象事業	該当箇所の「個々の事情に～検討支援等の空き家の発生抑制に資する取組を対象～」とあるが、「将来の空き家となることが懸念される住宅」の発生抑制に対する対策を主眼としながらも、対象地域課題の解決と併せた取組についても審査及び補助対象となるか。	補助対象事業は空き家の発生抑制に資する取組が対象地域の課題解決も含めた内容であっても審査の対象となります。 補助対象経費は、空き家の発生抑制に資する取組と直接関係が無いと判断される場合には、当該経費を補助対象経費から除外する場合もあります。ご質問の案件が補助対象経費に該当するかどうかは、具体的に内容を把握した上で判断することになります。

4	募集要項 p3	第3 事業内容 1 補助対象事業 (取組の例)	取組の例としてハンドブックとの記載もあるが、すでに「東京空き家ガイドブック2019」があることを鑑みると、ガイドブックとの差別化はどのようなものを検討しているのか。ガイドブックのターゲットや目的等をご教示いただきたい。	取組の例として記載しているハンドブックは、あくまでも例示であり、補助事業者が事業を実施するにあたってハンドブックを媒体として利用することが効果的と考えるのであれば、作成することも可能です。その際のターゲットや目的は各事業者の事業計画に沿ったものを作成してください。 東京都は本事業により、必ずしも新たにガイドブックを作成、活用することを要求しているものではありません。
5	募集要項 p3	第3 事業内容 3 補助事業の報告	該当箇所の「報告に当たっては、～取組の成果及び事業効果について評価・分析を行って～」とありますが、基準はあるか。もし、なければその評価・分析の方法についても提案書の記載内容として審査・選定の対象となるか。	取組の成果及び事業効果の評価・分析の手法、基準等に定めはありません。 取組の成果及び事業効果の評価・分析の方法であっても、提案書に記載された内容は、募集要項に記載している審査基準の範囲において、審査・選定の対象となり得ます。
6	募集要項 p3	第5 補助対象経費等	空き家の発生抑制を行っていく上で、調査業務を行う可能性もあるが、「キ」委託費」ではなく自社で稼働した場合の調査資料の作成費等は対象経費に該当するか。 もし該当する場合、どの項目に該当するのか。	調査業務を補助事業者自身が行う場合、調査業務に係る経費として、使途・単価・規模等の確認が可能であり、明確に区分できる経費であれば、第5の1の(2)アからクの項目として算定してください。
7	募集要項 p3	第5 補助対象経費等	空き家の発生を抑えていくための意識啓蒙や事業周知を進めて行く上での広報手段として特設webサイトの制作を行う場合、「オ」役務費」に該当するか。	「役務費」等に該当すると思われませんが、実際に補助対象となるかどうかや補助対象経費のどの項目に該当するかは、具体的に内容を把握した上で判断することになります。
8	募集要項 p3、4	第5 補助対象経費等 1(2) ア人件費(ア)給料及び職員手当等	該当箇所の「従業員等の給料等件費相当額」とあるが、これは、応募会社の賃金台帳ベースでの計上という意味か。それとは限らなければ、「国土交通省日額人件費単価」表により定められた日額により、計上しても良いか。	人件費は、補助事業者が補助事業の執行に従事した者に補助事業者の給与基準に基づき支払うものについては、その単価で算定してください。
9	募集要項 p5	第6 補助金の交付額	該当箇所の「1,000万円以下」は消費税額込みであるか。	消費税及び地方消費税を除いて補助対象経費を算定することとします。
10	募集要項 p6	第8 応募資格等 1 応募資格 (3)	該当箇所の「本事業の実施に当たり、あらかじめ関係区市町村の担当窓口を取組内容を周知すること」とあるが、対象区市町村の住宅課との協議をもって「周知」したという解釈で良いか。	関係区市町村の担当窓口と協議をもって周知したと解釈していただいて問題ありません。
11	募集要項 p7	第9 応募書類 3 その他 (1)	応募書類の電子データとは、1の(1)から(9)すべてという認識でよいか。また、フラットファイルや正本・副本とは別に、押印済みのものをPDF化して、データとして提出するのか。	応募書類の電子データは、原則、第9の1の(1)から(9)すべての電子データをご提出ください。 ただし、電子データでの提出に支障がある場合(原本が紙のみで枚数が多いため、電子化の作業に時間がかかる場合や資料の性質上、電子データでの提出は避けたい場合など)は、紙のみの提出で差し支えありません。 データは押印済みのものである必要はなく、またデータの形式はPDFでもWord、Excelでも構いません。
12	募集要項 p7	第9 応募書類 3 その他 (1)	応募書類の電子データを、CD-RやDVD-Rを使用して提出とあるが、USBメモリーでもよいか。	USBメモリーでの提出でも可とします。 なお、記録媒体のウイルス感染等がないよう、セキュリティには十分ご注意の上、ご提出をお願いします。

13	募集要項 p8	第10 審査・選定 2 プレゼンテーションについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションの説明者として、何名出席してよいか。</li> <li>・説明資料は事業提案書のみとなっているが、説明時間及び質疑対応時間はそれぞれどのくらいか。</li> </ul>	<p>説明者の出席は2名まででお願いいたします。</p> <p>各事業者のプレゼンテーションの時間は説明8分程度、質疑応答8分程度を想定しております。プレゼンテーションの詳細については、後日プレゼンテーションの開催案内の中でご連絡します。</p> <p>なお、応募者が多数の場合は、事業提案書の審査により、プレゼンテーションを行う応募者を事前に選定する場合がありますので、ご了承ください。</p>
14	募集要項 p9	第11 補助金の交付手続等 4 状況・実績報告	<p>「補助事業の途中で状況の報告を求めることがあります」とあるが、事業の途中で定期的に提出しなければならない書類等は何か決まりがあるか。</p> <p>それとも要求があれば随時作成するものか。</p>	<p>補助事業の進捗等を調査・確認するため、補助事業の途中で状況の報告を求めることがあります。報告の方法や、報告内容、様式等は、報告を依頼する際にご連絡させていただきます。</p>
15	別紙様式2-3	別紙様式2-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式の枠組、左端の欄(事業名称、これまでの活動、具体的な取組内容、事業で作成される成果物)は列幅を変更しないで作成すべきか。</li> <li>・応募事業の内容について、文字のみでなく図表を用いてもよいか。</li> </ul>	<p>様式の列幅等については、A4サイズで印刷する範囲内であれば、調整しても構いません。</p> <p>応募事業の内容を記載する際に、図表を用いていただいても構いません。</p>